

## 別紙

### 「南相馬市園芸作物集出荷団地整備事業運用機械自動化システム」案選定評価基準書

#### 1 評価基準書の位置付け

本評価基準書は、審査に当たっての評価項目、配点等を定めるものです。

#### 2 審査方法

##### (1) 参加受付審査

期限までに参加表明書の提出があった者について、本プロポーザル実施要領の参加資格要件（4.(b)）を全て満たしているかを書類審査したのち、有参加資格者を審査の対象者とします。

書類審査の結果、支障のない者へは「技術提案書の提出者として指名された旨の通知」を、参加資格のない者には「理由を添えた不受理通知」を発行します。

##### (2) 評価者審査

上記有参加資格者の内、期限までに技術提案の提出があった者について、技術提案書の審査とヒアリングを行い、最も優れた案を選定します。

・本業務に対する参加者の提案内容を評価するため、技術審査に係る提案書（様式 5、6）を別表 1 の基準により審査委員会の各委員が審査します。

・優先交渉者及び次点交渉者の選定

ア．審査委員会の委員毎に評価点を算定して、評価点の高い順に順位をつけます。

イ．審査委員会は、各委員による順位を合計して、低い順に参加者の順位を決定します。

ウ．順位が 1 位の案を優先者、2 位の案を次点者とします。ただし、評価点が 59 点以下の案及び評価の内容により本業務の実施が困難であると審査委員会が決定した案については不採用案とします。また、応募者が 1 者であり、評価点が 59 点以下であった場合は、採用者なしとします。

#### 3 評価項目、配点等

各審査の評価項目や評価の視点、配点については、別表 1 のとおりです。

#### 4 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

本プロポーザルで提出された技術提案書については、令和 4 年度 10 月発注予定の「南相馬市園芸作物集出荷団地整備事業」内の建築施設実施設計委託業務において設計条件として取り扱いますので、提案内容を実施できないということは認めません。